

指定下水汚泥関連補足資料

1. 関連法令

(1) 指定下水汚泥の海洋投入処分可能品目からの除外に係る規定

：廃掃法施行令 6 条 1 項 4 号イ(1)(ハ)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一～三【略】

四 産業廃棄物の海洋投入処分に当たっては、次によること。

イ 海洋投入処分は、次に掲げる産業廃棄物(国内において生じたものに限るものとし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができること。

(1) 次に掲げる汚泥(油分を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。)

(イ)～(ロ)【略】

(ハ) 公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥(指定下水汚泥であるものを除く。)

【以下略】

(2) 指定下水汚泥の定義

1) 廃掃法施行令 2 条の 4 第 5 号二

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一～四【略】

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。)

イ～ハ【略】

- 二 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第十三条の四の規定により指定された汚泥（以下「指定下水汚泥」という。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）【以下略】

2) 下水道施行令 13条の4

第十三条の四 法第二十一条の二第一項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する有毒物質の拡散を防止するための汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥の処理の基準は、汚泥に含まれる有毒物質（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）別表第三の三に掲げる物質及びダイオキシン類とする。）の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第六条の五第一項の基準のうち汚泥に係るものの例によるものとする。

(3) 参考

廃掃法施行令別表第三の三

別表第三の三（第六条、第七条関係）

- 一 水銀又はその化合物
- 二 カドミウム又はその化合物
- 三 鉛又はその化合物
- 四 有機燐化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒素又はその化合物
- 七 シアン化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二 ジクロロエタン
- 十四 一・一 ジクロロエチレン
- 十五 シス 一・二 ジクロロエチレン
- 十六 一・一・一 トリクロロエタン
- 十七 一・一・二 トリクロロエタン
- 十八 一・三 ジクロロプロペン
- 十九 チウラム
- 二十 シマジン
- 二十一 チオベンカルブ
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン又はその化合物
- 二十四 有機塩素化合物（ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビニル（共重合物を含む。）ポリ塩化ビニ

リデン（共重合物を含む。）ポリクロロブタジエン、ポリエチレン塩素化合物その他環境省令で定めるものを除く。）

- 二十五 銅又はその化合物
- 二十六 亜鉛又はその化合物
- 二十七 弗化物
- 二十八 ベリリウム又はその化合物
- 二十九 クロム又はその化合物
- 三十 ニッケル又はその化合物
- 三十一 バナジウム又はその化合物
- 三十二 フェノール類

廃掃法施行令 2 条の 4 第 5 号二の環境省令で定める基準

- ・ 廃掃法施行規則 1 条の 2 第 5 項

（令第二条の四の環境省令で定める基準等）

第一条の二

1～4【略】

- 5 令第二条の四第五号二の指定下水汚泥に係る環境省令で定める基準は、当該指定下水汚泥に含まれる金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。）別表第一の一の項から二四の項までの第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、【以下略】

- ・ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令 別表第一

別表第一（第一条、第三条関係）

	第一欄	第二欄
一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
	水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下
三	鉛又はその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・三ミリグラム以下
四	有機燐化合物	検液一リットルにつき有機燐化合物一ミリグラム以下
五	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下
六	砒素又はその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・三ミリグラム以下
七	シアン化合物	検液一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
八	ポリ塩化ビフェニル	検液一リットルにつきポリ塩化ビフェニル〇・〇〇三ミリグラム以下
九	トリクロロチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・三ミリグラム以下
一〇	テトラクロロエチレン	検液一リットルにつきテトラクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一一	ジクロロメタン	検液一リットルにつきジクロロメタン〇・二ミリグラム以下
一二	四塩化炭素	検液一リットルにつき四塩化炭素〇・〇二ミリグラム以下
一三	一・二 ジクロロエタン	検液一リットルにつき一・二 ジクロロエタン〇・〇四ミリグラム以下
一四	一・一 ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一・一 ジクロロエチレン〇・二ミリグラム以下
一五	シス 一・二 ジクロロエチレン	検液一リットルにつきシス 一・二 ジクロロエチレン〇・四ミリグラム以下
一六	一・一・一 トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一・一 トリクロロエタン三ミリグラム以下
一七	一・一・二 トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一・二 トリクロロエタン〇・〇六ミリグラム以下
一八	一・三 ジクロロプロペン	検液一リットルにつき一・三 ジクロロプロペン〇・〇二ミリグラム以下
一九	チウラム	検液一リットルにつきチウラム〇・〇六ミリグラム以下
二〇	シマジン	検液一リットルにつきシマジン〇・〇三ミリグラム以下
二一	チオベンカルブ	検液一リットルにつきチオベンカルブ〇・二ミリグラム以下
二二	ベンゼン	検液一リットルにつきベンゼン〇・一ミリグラム以下
二三	セレン又はその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・三ミリグラム以下
二四	ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)	試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下

備考

- この表の一の項から二三の項までに掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条第一項第三号八(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物、同号ヨ、夕若しくはレに規定する産業廃棄物、指定下水汚泥若しくは鉱さい若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥若しくはばいじんに含まれる当該各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- この表の二四の項に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令第六条の五第一項第三号ツに掲げる指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したものに含まれるこの表の二四の項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における同項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 「検出されないこと。」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。